

新型コロナウイルス感染症に対応した
在外教育施設派遣教員の国内待機手当について

文 部 科 学 省
総 合 教 育 政 策 局
令和2年5月27日

1. 概要

- 文部科学省では、令和2年度における在外教育施設（日本人学校及び一部の日本語補習校）への派遣教員を1,322名措置しているが、うち本年度新規派遣教員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による派遣先国の入国制限等の影響を受け、予定484名のうち465名が海外への渡航を、当分の間見送らなければならない事態が生じている。
- これら国内待機中の派遣教員は、4月1日に派遣の委嘱を受けて以降、ICTを活用した学習指導やオンライン授業など赴任先の在外教育施設における業務に従事している。しかしながら、現在の「在外教育施設教員派遣規則」（昭和56年文部省訓令）等関係規定ではこのような事態が想定されておらず、派遣教員に対し勤務に必要な基本的な生活費として支給される「在勤基本手当」が支給できない。（現行関係規定において、在勤基本手当は「派遣教員が在勤地に到着した日の翌日から」支給されることとなっている。）
- このため、関係規定を改正し、派遣教員が国からの委嘱に基づき在外教育施設における役務の提供を国内待機中に行う場合にも、在勤基本手当に代わる国内待機手当（通称）を支給することとする。

2. 支給額・支給期間

- 国内待機中の在勤基本手当の支給額については、手当の趣旨に鑑み、日本と諸条件が近い国における在勤手当の平均額とする。
- 支給期間は、文部科学大臣の委嘱（令和2年4月1日）以降において、国内で在外教育施設に関する業務を行った期間とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 5月26日 : 訓令等改正
- 5月27日 : 在外教育施設及び国内待機中の派遣教員への連絡
- 6月中 : 手当支給

以 上